

平成27年度第2回山形県環境審議会環境保全部会 議事録

1 日 時

平成28年3月23日（水） 午前10時27分～午前11時42分

2 場 所

山形県庁災害対策室（7階）

3 出席者等（敬称略）

(1) 出席した委員及び特別委員

上木 厚子 大友 幸子 佐多 和子 内藤 いづみ
野堀 嘉裕 横山 孝男
山田 昇（東北農政局農村振興部長代理）
高野 憲一（東北森林管理局長代理）
吉澤 友秀（東北地方環境事務所長代理）

(2) 欠席した委員及び特別委員

伊藤 哲哉 大園 真子 佐藤 景一郎 原田 加矢乃
川瀧 弘之（東北地方整備局長） 川口 宏好（酒田海上保安部長）

(3) 出席した事務局職員

環境エネルギー部環境企画課長 奥山 卓郎
農林水産部林業振興課副主幹（兼）課長補佐 土屋 隆一

4 議事の概要

(1) 開 会

(2) 挨拶（奥山環境企画課長）

(3) 議 事

① 議事録署名人の指名について

野堀部会長	はじめに、議事録署名人の指名を行います。 審議会運営規則第7条の規定により、「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長の指名した委員2名が署名する」とされております。つきましては、私以外の議事録署名人として、大友 幸子委員 及び 佐多 和子委員を指名いたします。
-------	--

② 山形県水資源保全条例施行規則の一部改正（案）について

野堀部会長	議事に移ります。 はじめに、協議事項として、「山形県水資源保全条例施行規則の一部改正（案）について」、事務局から御説明をお願いします。
事務局	配布の資料1-1から1-5までに基づき、山形県水資源保全条例施行規則の一部改正（案）について説明
野堀部会長	ただいまの事務局からの説明に対し、委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

内藤委員	地域森林計画の森林の区域と水資源保全の目的との合理的関連性について説明願います。
事務局	従来は「取水量に重大な影響を及ぼすおそれがある」区域を指定してきましたが、条例の基本理念では、森林等の水源を涵養する機能を維持するため水資源の保全の取組みを行わなければならないと規定しており、その範囲内で規則改正を提案しています。 なお、改正で追加する地域森林計画の森林の区域は、指定することができるという意味で、一部の区域を除外したいとか、従来の規定で指定したい等の市町村の希望を踏まえて地域指定を進めます。
内藤委員	条例上、水資源保全の必要がない区域まで指定するのは過度な規制に当たるので、合理的関連性を説明できるように願います。
野堀部会長	資料1-2によると国立研究開発法人森林総合研究所を届出の対象から除いていますが、どのような団体ですか。
事務局	もともとは昭和31年に設立された森林開発公団、昭和30年に設立された農地開発機械公団がその後名称を変えながら平成11年に統合され緑資源公団、平成15年に独立行政法人緑資源機構、平成20年度に森林総合研究所となっています。
上木委員	「国立」というのは「国」ではないということですか。類似した団体はないのですか。
事務局	独立行政法人等は厳密には国には入らないと考えています。 現行の規則で、分収林特別措置法に掲げる森林整備法人、つまり県林業公社を除いていますが、県林業公社と同様の事業をしている政府系機関である森林総合研究所を届出の対象外とするものです。
内藤委員	条例、規則によりこれまである程度予想できた指定対象の範囲が広がるので、周知を強化する必要があるのではないのでしょうか。
事務局	これまでは、県広報誌や指定市町村の広報誌への掲載、地元説明会、森林組合への説明をして周知してきましたが、区域を限定して指定したため、指定地域の範囲が分かりにくい側面がありました。 今後は、地域森林計画の森林の区域とすることで分かりやすくなるということも含めて、県の広報媒体等で周知してまいります。
内藤委員	森林の区域と水資源保全に必要な区域が異なる場合もあるので、その区域に該当する方にも周知していただきたいと思います。
野堀部会長	広報の重要性が指摘されていますので、よろしく願います。 施行規則の改正（案）については、特に異議がないものとしてよろしいでしょうか。 (異議なし) 御異議なしと認めます。 規則改正がなりましたら、改めて委員の皆様にお知らせします。

③ 諮問事項

諮問第1号 大江町水資源保全地域の指定について

諮問第2号 飯豊町水資源保全地域の指定について

諮問第3号 川西町犬川地区水資源保全地域の区域の変更について

野堀部会長	次に、本日付けで知事から諮問のありました、諮問第1号「大江町水資源保全地域の指定について」から諮問第3号「川西町犬川地区水資源保全地域の区域の変更について」までを一括して議題に供します。事務局から一括して御説明をお願いします。
事務局	配付の諮問事項関連資料(諮問第1号から諮問第3号まで)に基づき、水資源保全地域の指定及び区域の変更について説明
野堀部会長	ただいまの事務局からの説明に対し、委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。
山田特別委員代理	諮問第2号(参考図1)の赤い区域は集水区域外ということですが、集水区域外の区域はどのような範囲で設定しているのですか。
事務局	飯豊町と小国町の市町村境となっています。水資源保全条例に基づく手続き上、市町村の意見を聴く必要があり、市町村との調整が整った区域から指定することとしています。
大友委員	諮問第3号は、集水区域に入っておらず昨年指定できなかった区域を、飯豊町の指定に合わせて川西町に働きかけたのですか。
事務局	昨年、川西町犬川地区を指定する中で、小松頭首工の集水区域に含まれず指定を見送った区域について、今回、飯豊町の指定に合わせて、犬川地区に追加することとしたものです。
大友委員	諮問第2号は、飯豊町の集水区域の外側にある森残川(もりのこしがわ)の上流部を指定する案ですが、昨年、川西町で指定できなかった区域と同じような区域を今回指定するということですか。
事務局	規則改正により指定が可能となる区域です。尾根の向こう側も、水資源の涵養を図るために指定することとしたものです。
横山委員	集水区域で、指定しない区域というのはどういうところですか。
事務局	農地等の森林でない区域や国有林などの区域です。
野堀部会長	ほかに御発言はないようですので、答申についてお諮りいたします。諮問第1号から諮問第3号までにつきましては、いずれも原案のとおり指定し、又は区域を変更することを適当と認め、この旨を答申することに御異議ございませんか。 (異議なし) 御異議なしと認め、そのように答申を行います。

④ 報告事項 山形県水資源保全総合計画に基づく施策の取組状況について

野堀部会長	次に、報告事項として、「山形県水資源保全総合計画に基づく施策の取組状況について」、事務局から御説明をお願いします。
事務局	資料2に基づき、山形県水資源保全総合計画に基づく施策の取組状況について説明
野堀部会長	ただいまの事務局からの報告に対し、委員の皆様から御質問や御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。
大友委員	施策3の「美しい水と森のフォーラム」、「やまがた環境展2015」、「やまがた森の感謝祭」は、どのような内容ですか。
事務局	「やまがた環境展」はビッグウイングを会場に10月に開催し、国や民間団体が出展し幅広く環境関係の取組みをPRしています。 「やまがた森の感謝祭」は、2年前に全国育樹祭を開催しましたが、山形県版育樹祭として金山町で開催し、県民参加による森づくりや、県が推進する「森林（モリ）ノミクス」等をPRしています。 「美しい水と森のフォーラム」は、水資源保全条例、水資源保全地域について県民の方に周知するために、山形市と庄内町を会場に開催しました。来年度も同様の事業を実施したいと考えています。
佐多委員	施策1については、下水道ではなく、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への移行を進めているということですか。
事務局	下水道や農業集落排水は市町村主体で整備されていますが、合併処理浄化槽は、市町村設置型で整備されている地域もありますが、多くが個人による設置です。 本県には高度経済成長期に設置された単独処理浄化槽が数多くあり、トイレの水洗化は既になっているため、生活雑排水までを処理する合併処理浄化槽への転換が、経費の負担感もあって進まないところがあるため、これまで4年間、市町村を通じて転換に係る個人負担を軽減する措置を講じており、それを引き続き進めてまいります。
佐多委員	人口が少ない地域は合併処理浄化槽が有効であると思います。
事務局	下水道を含めた生活雑排水の処理施設の普及率は県全体では全国でも高い方なのですが、都市部の下水道の普及率が高いため、なかには50～60%の普及率の市町村もあります。 経費の問題から公共下水道の整備をとりやめる市町村もでてきており、合併処理浄化槽への移行を強化したいと考えています。
佐多委員	施策3の「美しい水と森のフォーラム」では、水質検査を実施している「美しい山形・最上川フォーラム」とは連携しましたか。
事務局	山形市会場で水質検査等の事例を御紹介いただきました。
上木委員	施策2の荒廃森林の整備、ナラ枯れの予防・駆除というのは、環境エ

	<p>エネルギー部の取組みですか、それとも県全体の取組みですか。</p>
事務局	<p>県全体の取組みです。荒廃森林の整備やナラ枯れの予防・駆除は農林水産部林業振興課で実施しています。環境エネルギー部は、県民参加の森づくりとして、ボランティア団体や市町村を支援しています。</p>
上木委員	<p>森林保全と水資源の保全に関わって横の連携があるのですか。</p>
事務局	<p>やまがた緑環境税を活用して実施するソフト事業、ハード事業について、環境エネルギー部と農林水産部の事業を合わせて、「やまがた緑県民会議」で協議いただいております。</p>
横山委員	<p>森林資源の利用、特にバイオマス関係の利用が増えると考えています。植林だけでなく森林資源を利用することも大切で、森林の保全にも繋がっていくと思っています。</p>
野堀部会長	<p>好景気で、森林から木材がどんどん出て行く時代になりつつあります。バイオマスを生産する元は森林の成長量にあり、成長量の部分を収穫し、利用すればカーボンニュートラルとなります。ただ、従来どおり間伐中心では森林の成長量が落ちるため、今後は主伐が必要になると考えています。その段階で、水資源保全の取組みと森林整備の取組みが一体化してくると考えています。</p>
内藤委員	<p>本来、土地取引は自由が原則です。水資源と森林保全はすべて一致しているのではなく、ケアの方法は違っていると思います。</p> <p>全体を水資源保全地域に指定したいとする市町村があっても、過度に県民に負担を強いることがないように、慎重な判断が必要であることを県で説明していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>森林は水を育み、水資源の保全と森林の保全は表裏一体のものと考えていますが、水資源保全地域の指定は、県民に届出義務を課すことになるものであり、見識を持って運用する必要があります。</p> <p>そのため、今回の規則改正では、林地開発許可が不要である等の公益性が高い土地取引等については届出の対象外とすることを盛り込んでおり、指定地域の拡大と県民負担のバランスを考慮させていただいたところです。</p>
野堀部会長	<p>以上で議事は終了しました。御協力ありがとうございました。</p>

ー議事終了ー

(4) その他（事務局から来年度の調査審議について案内）

(5) 閉会

以上

議事録署名人 部会長 野 堀 嘉 裕
 委 員 大 友 幸 子
 委 員 佐 多 和 子